

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表
(追加提出)

令和元年

奈良市議会 6 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号） ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号） ・ 元号を改める政令（平成31年政令第143号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費税及び地方消費税の合算税率を「100分の108」から「100分の110」に改める。（第1条関係） 2. 一部改正条例中、平成31年5月1日以降の日付の表記があるものについて、改元後の表記に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税法及び地方税法の一部改正による税率の引上げを行うため。 ・ 元号を改める政令の施行に伴い、所要の改正を行うため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	経営部 経営企画課

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（令和元年奈良市条例第 号） 新旧対照表

現行	改正案
<p>(奈良市下水道条例の一部改正)</p> <p>第1条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第18条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により管理者の許可を受けて一時的に公共下水道を使用して汚水を排除する場合の使用料の額は、当該排除された汚水（以下「一時排水」という。）の水量使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成32年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項から第4項まで及び第18条の2の規定並びに第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項及び第3項、第16条の2並びに別表の規定は、<u>平成32年5月分</u>以後の分として徴収する使用料について適用し、同年4月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>(奈良市下水道条例の一部改正)</p> <p>第1条 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第18条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により管理者の許可を受けて一時的に公共下水道を使用して汚水を排除する場合の使用料の額は、当該排除された汚水（以下「一時排水」という。）の水量使用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和2年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項から第4項まで及び第18条の2の規定並びに第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項及び第3項、第16条の2並びに別表の規定は、<u>令和2年5月分</u>以後の分として徴収する使用料について適用し、同年4月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。</p>